

令和2年11月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第12回）議事録

1. 開催日時 令和2年11月16日（月曜日）午前10時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 齋 藤 誠	1 4 番 加 藤 三 敏
2 番 畑 山 留美子	1 5 番 石 井 勲
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	1 7 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	1 8 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	1 9 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	2 0 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	2 1 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	2 2 番 伊 藤 剛
1 1 番 佐 藤 崇	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 2 番 佐々木 純 一	2 4 番 佐 藤 系 悦
1 3 番 佐々木 知 榮	

4. 欠席した委員（1名）

1 0 番 佐 藤 順

5. 議事日程第1号 令和2年11月16日 午前10時30分 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第98号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第6. 議案第99号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第7. 議案第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第8. 議案第101号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件

第9. 議案第102号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第10. 議案第103号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	豊 嶋 昌 則
農地班長	小 松 和 則	農政班長	二 見 真 之
主 査	釜 台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主任(矢島庶務班)	村 上 崇 敬	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
技師(由利庶務班)	豊 島 達 也	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也
主事(東由利庶務班)	遠 藤 大 騎	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘

主任(鳥海庶務班) 櫻井浩規

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
11番 佐藤 崇
12番 佐々木 純一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年11月2日公示招集されました、令和2年第12回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

10番・佐藤順委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第98号から議案第103号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、11番・佐藤崇委員、12番・佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【局長による会務報告】

○議長

日程第5、議案第98号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲渡人及び譲受人の要望である旨説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第98号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第98号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第99号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は賃借権及び使用貸借権の新規であり、期間は1年から10年であることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第99号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第99号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第100号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、

農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、申請事由は規模拡大であり、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を充たしている旨説明する。)

○議長

議案第100号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第100号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第101号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、はじめに1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、農地区分による不許可の例外に該当すること、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可する旨を説明する。)

○議長

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、農地区分による不許可の例外に該当すること、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可する旨を説明する。)

○議長

議案第101号の説明が終わりました。

なお、議案第101号の現地調査につきましては、令和2年第10回総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略致します。

ただいまの議案第101号につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【11番・佐藤崇委員手を挙げる】

○議長

11番・佐藤崇委員。

○11番・佐藤崇委員

(転用事業完了後の地目について変更になるものか。また、法務局では変更するものか質問。)

○議長

事務局。

○事務局

転用を許可した段階で、許可通知と一緒に、「登記を変更してください」という通知も出します。当然、転用が完了した後に、登記も変えていただくということになりますので、今の11月総会で許可になり、事業が終わり次第、事業の完了届を出してもらい、地目の変更手続きをしてもらう形になります。

○議長

他にご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第101号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第101号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

日程第9、議案第102号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。

次に2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第102号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、18番・菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障は無いことを確認してきた旨を報告する)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第102号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第102号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第102号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第103号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、農地区分による不許可の例外に該当すること、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可する旨を説明する。)

○議長

1番の説明が終わりました。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

2番の説明が終わりました。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案

件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。）

○議長

3番の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、1番の現地調査につきましては、令和2年第10回総会議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので、省略致します。調査員、18番・菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(2番及び3番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障は無い事を確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第103号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第103号1番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、2番及び3番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに1番につきましてお諮りいたします。

議案第103号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第103号1番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問の上、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に2番及び3番について、お諮りいたします。

議案第103号2番及び3番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第103号2番及び3番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時19分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 崇

議事録署名委員 佐々木 純 一